

質問に対する回答書

件名) 東北自動車道 那須管理事務所管内舗装補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 21-6-4 材料及び基準 (P19~21)	平成31年4月「関東支社 舗装設計施工マニュアル」P4-11、4-8、4-8-1 「駐車マス及び料金所部の舗装」では、半たわみ性舗装に使用する「開粒度アスファルト混合物には、ストレートアスファルトの使用を原則とする」と明記されています。これに対して特記仕様書では「切削オーバーレイ工C2-1、C2-2、C3-1、C3-2」が高粘度改質アスファルトとなっています。特記仕様書の通りでよろしいでしょうか。	休憩施設内の駐車場部の舗装工において、夜間混雑時の対策として、切削オーバーレイ工を施した状態でセメントミルク注入工を施工する前に夜間時の規制開放を予定しているため、半たわみ性舗装の母体となるアスファルト合材に高粘度改質アスファルトを使用します。
2	同上	特記仕様書では、「切削オーバーレイ工 D1 アスファルト安定処理路盤用混合物(TYPE I)」は「最大粒径40mm」と規定され、また、設計図122/178「ダブル連結トラックマス詳細図(1)」では「加熱アスファルト安定処理路盤用混合物 t=9cm」と明示されています。尚、「設計要領 第一集 舗装」では施工厚さと最大粒径の関係として「 $d = 1/2.5 \sim 1/4 \cdot D$ (d:最大粒径、D1層の施工厚さ)程度」とあります。最大粒径40mmと施工厚さ90mmの関係は、 $40 = 1/2.25 \cdot 90$ となり、 $1/2.5 \sim 1/4$ を外れていますので、最大粒径30mmとしたいと思いますが、いかがでしょうか。	ダブル連結トラックマス詳細図(1)に示す加熱アスファルト安定処理路盤用混合物の舗装厚90mmは、設計要領第一集(舗装保全編)P3-7「表3-6各層の1層施工厚の標準」の加熱アスファルト安定処理の1層施工厚8~15の範囲内であり、過去実績を鑑みても舗装厚90mmと最大粒径40mmの関係で施工可能であると判断しています。よって、特記仕様書21-6-4に示すとおり、切削オーバーレイ工 D1 アスファルト安定処理路盤用混合物(TYPE I)の骨材の配合設計粒度は、最大粒径40mmとなります。なお、契約締結後これによれない場合は、別途監督員と協議するものとします。